

公的研究費の運営・管理に関する規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人 都市緑化機構（以下「緑化機構」という。）における公的研究費の運営・管理について必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国又は国が所管する独立行政法人等から 配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 配分機関 緑化機構に対して、公的研究費を配分する機関（国又は国が所管する独立行政法人等）をいう。
- (3) 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

第 2 章 運営・管理体制

(最高管理責任者)

第 3 条 緑化機構全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、都市緑化技術研究所長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、研究開発コンプライアンス責任者及び研究開発コンプライアンス副責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切に指揮する。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について緑化機構全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、上席統括研究員をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、緑化機構全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究開発コンプライアンス責任者)

第 5 条 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の適正な運営・管理のため、不正を

発生させる要因 に対応する不正を防止するための具体的な計画（以下「不正防止計画」という。）の策定及びコンプライアンス教育を実施する者として、研究開発コンプライアンス責任者を置く。

- 2 研究開発コンプライアンス責任者は、研究部長をもって充てる。
- 3 研究開発コンプライアンス責任者は、以下の事項を実施する。

(1) 不正防止計画を策定し、公益財団法人 都市緑化機構 コンプライアンス規程 第3条に規定するコンプライアンス委員会において審議の上、承認を得る。

(2) 不正の発生を防止するため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、コンプライアンス意識の浸透を図るため、受講の機会等にあわせて誓約書等の提出を求める。

(3) 次条に規定する研究開発コンプライアンス副責任者から、不正防止計画における対策の実施状況の報告を受けるとともに、研究部等における実施状況を統括管理責任者に報告する。

(研究開発コンプライアンス副責任者)

第6条 研究部等における公的研究費の運営・管理について責任及び権限を有するものとして、研究開発コンプライアンス副責任者を置く。

2 研究開発コンプライアンス副責任者は、研究部次長をもって充てる。

3 研究開発コンプライアンス副責任者は、以下の事項を実施する。

(1) 不正防止計画における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究開発コンプライアンス責任者に報告する。

(2) 自らの研究部等に所属する研究者が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(3) 公的研究費を使用する研究テーマの進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正使用を防止するよう努める。

(相談窓口)

第7条 緑化機構における公的研究費の使用に関するルール及び事務処理手続き等について、緑化機構内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は総務部とし、緑化機構のホームページ等により公表するものとする。

(不正使用告発窓口)

第8条 緑化機構における公的研究費の不正使用について、緑化機構内外からの告発等を受け付ける窓口（以下「不正使用告発窓口」という。）を置く。

2 不正使用告発窓口は、総務部とする。

3 不正使用告発窓口は、公的研究費の不正使用の告発等に関する仕組みについて、緑化機構ホームページ等により公表するものとする。

第3章 告発等の受付等

(告発等の取扱い)

第 9 条 不正使用告発窓口は、公的研究費の不正使用の告発等を受けたときは、速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(告発者の保護)

第 10 条 緑化機構は、告発等をした者（以下「告発者」という。）に対して、単に告発等をしたことを理由に不利益となる取扱いをしてはならず、同時に告発者の保護を徹底しなければならない。

第 4 章 不正使用の調査

(調査の要否判断等)

第 11 条 最高管理責任者は、第 9 条の報告に基づき、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断し当該調査の要否を配分機関に報告するとともに、必要に応じて予備調査を行う。

2 緑化機構は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(調査委員会の設置)

第 12 条 緑化機構は、前条の規定に基づき調査が必要と判断したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、緑化機構に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む委員 5 名以内をもって構成する。第三者の委員は、緑化機構、告発者及び告発等によって調査対象となっている者（以下「調査対象者」という。）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、最高管理責任者が委嘱し、委員長は、最高管理責任者が指名する。

(調査委員会の職務)

第 13 条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査・認定する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。

3 調査委員会は、前 2 項の調査・認定の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究費の一時的使用停止)

第 14 条 緑化機構は、調査対象者に対して、必要に応じて調査対象の公的研究費の一時的な使用停止を命ずることができる。

(配分機関への報告等)

第 15 条 緑化機構は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

2 緑化機構は、第 13 条第 2 項の規定により不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに配分機関に報告する。

3 緑化機構は、前 2 項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査

の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第 5 章 公表及び処分

(公表)

第 16 条 緑化機構は、調査委員会の報告が不正を認定したとの内容である場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

(処分)

第 17 条 緑化機構は、公的研究費の不正使用が確定した場合は、当該不正使用に関与した者に対して就業規則の規定に基づき懲戒するなど必要な処分を科すものとする。

第 6 章 内部監査

(内部監査)

第 18 条 緑化機構は、公的研究費の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施にあたっては、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び外部監査法人と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第 7 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めのない事項は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定（平成 26 年 2 月 18 日改正））の趣旨に沿った措置をとるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。